【令和6年8月実施②】

試 験 問 題

会社名:
役　職:
氏　名:

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

		解答欄
1.	一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。	×
2.	一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。	○
3.	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更にあたっては、当該運賃及び料金を実施した日から速やかに、運賃及び料金変更届出書を提出しなければならない。	×
4.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準は、「当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること」、「当該事業の遂行上適切な計画を有すること」、「当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有すること」の3つが要件となっている。	○
5.	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	○
6.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、公示された標準運送約款と同一の運送約款を適用する場合は、認可を受けなくても良い。	○
7.	一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がない限り、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送を行わなければならない。	○
8.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更にあたっては、事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。	○

9.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域内に存する旅客の運送を行わなければならない。	×
10.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
11.	安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	○
13.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言に従わなければならない。	×
14.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○
15.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
16.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
17.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を届け出なければならない。	○
18.	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。	×
19.	一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」を表示しなければならない。	○

20.	旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者（氏名及び住所を明らかにする者）に対して、遅滞なく謝罪しなければならない。	×
21.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22.	旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。	○
23.	旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	×
24.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備えていればよく、点呼の際に、気付かず故障したアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行ったとしてもやむを得ない。	×
25.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも良いこととされている。	×
26.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行うこととなっているが、その内容を記録した電磁的記録を3年間保存しなければならない。	○
27.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員等の氏名、事故の状況等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。	×
28.	一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあっては、運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を実施するか若しくは事業用自動車の運転者に携行させなければならない。	×
29.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。	○
30.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○

31.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければならない。	○
32.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業区域ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。	×
33.	一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者の補助者を選任することができるが、届出の必要はない。	×
34.	一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、いかなる場合も運送の引受けを拒絶することはできないと規定している。	×
35.	輸送実績報告書は、毎年5月31日までに報告しなければならない。	○
36.	一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数は1週間につき3回以内が目安である。	×
37.	「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的の一つとしている。	×
38.	旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めにない。	×
39.	10人以上の負傷者が生じた事故が発生したときは、電話、FAX等適当な方法により、24時間以内に、その事故の概要を運輸支局長に速報しなければならない。	○
40.	自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	○